

富山県医師会長 殿

富山県厚生部健康課長



指定難病に係る臨床調査個人票の改正における留意事項及び
特定医療費（指定難病）助成の経過措置終了について

日頃から本県の難病対策の推進につきまして、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 4 月 1 日の指定難病の追加等に伴い、全面的に臨床調査個人票（以下、「臨個票」という。）が改正されましたが、医療機関等において、改正後の臨個票（以下、「改正後臨個票」という。）への対応に多大な負担と時間を要することが考えられることから、臨個票の改正に伴う取扱いについて、下記のとおりといたしたく、貴会会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

また、難病法施行に伴う経過措置期間が、平成 29 年 12 月 31 日に終了することに伴う取扱いについても、併せて周知いただきますようよろしく申し上げます。

記

1 指定難病に係る臨床調査個人票の改正における留意事項

1) 更新申請時の臨床調査個人票について

先月お送りしました厚生労働省の通知（平成 29 年 3 月 31 日付け健難発 0331 第 1 号「指定難病に係る臨床調査個人票について」の改正について）及び事務連絡（同日付け事務連絡「指定難病に係る臨床調査個人票について」の改正に伴う審査等の取扱いについて）において、改正後臨個票の適用の日（平成 29 年 4 月 1 日）から 1 年間は、改正前の臨個票（以下、「改正前臨個票」という。）を使用しても差し支えないものとされており、そのため、平成 30 年 3 月 31 日までは、新規の支給認定申請及び更新申請に改正前臨個票を添付していただいても差し支えないものとします。

なお、現在、厚生労働省ホームページからは、改正前臨個票の用紙が入手できないことから、更新対象者に対し、更新案内時（経過措置更新（7 月案内）、平成 29 年 9 月末更新（6 月案内）、平成 30 年 1 月末更新（10 月案内））には、改正前臨個票を送付する予定としております。

なお、既に改正後臨個票を使用されている医療機関等においては、改正後臨個票を添付していただいても構いません。

2) 改正後臨個票への対応

来年 4 月以降は、原則、改正後臨個票を使用していただくこととなるため、平成 30 年 1 月以降を目処に、改正後臨個票を使用していただけるよう、ご準備の程よろしく申し上げます。

なお、現在、厚生労働省ホームページには、改正後臨個票の PDF ファイルが掲載されておりますが、Word 形式のファイルをご希望される場合（Excel 形式はありません）

は、医療機関等へ診療支援システム等を納品しているシステムベンダー等に対し、直接厚生労働省担当課（厚生労働省健康局難病対策課：電話 03 - 5253 - 1111（内線）2355）へお問合せいただくよう、ご依頼下さい。

2 経過措置対象者の更新申請に係る留意事項等について

1) 更新申請の提出期限

経過措置対象者へは、平成 29 年 7 月上旬頃に更新手続きの案内を行い、9 月末までの提出期限を予定しております。

2) 臨個票の記載にあたってのお願い

臨個票の記載にあたっては、個々の疾病の重症度分類等を確認していただき、各項目に漏れがないよう記載願います。また、必要な検査は必ず実施していただき、検査を行っていない場合には、「未実施」と記載するとともに、その理由を余白に記載願います。

3) 重症度分類の審査

経過措置対象者（既認定者）については、これまでは、重症度分類の審査が省略となっていました。平成 29 年度の更新申請では、医学的審査を行い、重症度等を確認します。その結果、軽症の方は、不認定となる可能性があります。

なお、症状の程度が重症度の基準を満たしていない場合であって、『**軽症高額特例（軽症者特例^{*1}）**』に該当する場合は、医療費助成を受けることができますので、申請者に対し、更新申請と併せ、軽症高額特例の申請を行うよう、ご説明願います。

※ 各疾病の診断基準及び重症度分類の詳細は、厚労省ホームページの下記 URL を参照願います（URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062437.html>）。

* 1 軽症者特例

重症度分類等を満たさない軽症者であっても、高額な医療を継続（月ごとの医療費総額（指定難病に係る医療費）が 33,330 円を超える月が年間 3 回以上ある場合）することが必要な場合は、助成の対象となる。

4) 自己管理上限額管理票（冊子）

申請者が「軽症者特例」や「高額かつ長期^{*2}」の申請手続きをする場合には、「自己管理上限額管理票」が利用できます。医療機関（病院や薬局）の窓口で、申請者から管理票を提示された場合には、記載をお願いします。

* 2 高額かつ長期

高額な医療を長期的に継続することが必要な方（次の①及び②に該当）は、自己負担上限額が軽減される。

② 月ごとの医療費総額（指定難病に係る医療費）が 5 万円を超える月が年間 6 回以上ある場合

② 所得の階層区分が、一般所得Ⅰ、一般所得Ⅱ及び上位所得の場合

5) 自己負担上限額の変更

平成 30 年 1 月 1 日から自己負担上限額が別紙のとおり一部変更となります。なお、上記 4) の『高額かつ長期』に該当する場合は、自己負担上限額が軽減されます。

また、重症患者認定による医療費助成はなくなります。

事務担当：感染症・疾病対策班
電話番号：076-444-4513

経過措置対象者（黄色の受給者証のお持ちの方）

特定医療費（指定難病）受給者の皆さまへの重要なお知らせ ～平成29年度の更新申請手続きにむけて～

平成27年1月1日から継続していましたが、平成29年12月31日
をもちまして終了いたします。これにともない、以下の点が変更となりますので、
あらかじめお知らせいたします。

① 重症度分類の審査が必要となります。

これまで、重症度分類の審査が省略となっていました。平成29年度の更新の申請
では、医学的審査を行い、重症度等を確認します。その結果、軽症の方は、不認定となる
可能性があります。

《参考》各疾病の重症度分類の詳細は、厚生労働省ホームページ(例えば、検索サイト
から「厚労省 指定難病」と入力し検索する)で確認することができます。

なお、症状の程度が重症度の基準を満たしていない場合において、『**軽症高額特例
(以下、軽症者特例)**』として、医療費助成を受けることができます。

※軽症者特例：月ごとの医療費総額(指定難病に係る医療費)が33,330円を超える月が年間
3回以上ある場合(申請日の属する月から過去1年間(12か月)以内)。

② 自己負担額が変更となります。

これまで、経過措置として3年間は自己負担上限額が軽減されてきました。経過措置終
了にともない、平成30年1月1日から自己負担上限額が以下のとおり変更となります。

なお、指定医療機関等で受ける医療について、長期にわたり高額な月額医療費の支払
い要件を満たす方については、『**高額かつ長期**』として自己負担上限額が軽減されます
(重症患者認定の区分による医療費助成はなくなります)。

※高額かつ長期：月ごとの医療費総額(指定難病に係る医療費)が5万円を超える月が
年間6回以上ある場合(申請日の属する月から過去1年間(12か月)以内)。

階層区分		階層区分の基準		患者負担割合:2割					
				自己負担上限額(外来、入院、薬代、訪問看護等)					
				原則			変更		
				既認者(経過措置3年間)					
				一般	高額かつ 長期	人工呼吸器 等装着者	一般	重症患者 認定	人工呼吸器 等装着者
生活保護	A	—		0	0	0	0	0	0
低所得I	B1	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 80万円以下	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	1,000
低所得II	B2		本人年収 80万円超	5,000	5,000		5,000		
一般所得I	C1	市町村民税課税以上 7.1万円未満		10,000	5,000		5,000	5,000	
一般所得II	C2	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	10,000			
上位所得	D	市町村民税25.1万円以上		30,000	20,000	20,000	20,000		
入院時の食事費				全額自己負担			1/2 自己負担		

★ 平成29年度の更新時に、「軽症者特例」や、「高額かつ長期」の申請手続きをされる
場合には、現在お持ちの『自己負担上限額管理票』(黄色冊子)が利用できます。指定
医療機関(病院や薬局)での受診時には必ず提示し、記載していただくとともに、紛失
しないよう管理ください。